

知財訴訟改革へ 9つの提言

特許訴訟を中心に

2002年11月18日
知的財産国家戦略フォーラム 代表
荒井寿光

A．知財裁判所と国際貿易委員会の創設

- 提言1．知財裁判所を創設（技術系判事を大幅登用）
- 提言2．裁判期間の上限を一年とする（知財裁判迅速化法の制定）
- 提言3．特許侵害訴訟と無効審判の重複をなくす
- 提言4．日本版ITC・国際貿易委員会の創設（海賊版対策の強化）

B．刑事

- 提言5．知財を侵害した場合の刑事罰を強化
- 提言6．情報窃盗罪を創設

C．民事

- 提言7．三倍賠償制度を導入
- 提言8．日本版ディスカバリー制度を創設

D．知財人材

- 提言9．知財ロースクールを早期に立ち上げ

- はじめに -

知的財産権に関する紛争解決手続きの改革は、知的財産をテコに我が国経済が国際競争力を維持、強化するためのインフラ整備の一環であるとの考えを前提とし、以下の視点から、なされるべきである。

- 1 紛争を迅速に解決し、権利関係を早期に安定化する
- 2 判決等に対する信頼を回復する
- 3 権利侵害は司法救済されるとの社会認識を確保する

「キャッチボール」で知られる複雑怪奇な無効審判と侵害訴訟手続きは、権利関係を不安定なまま長期間にわたり放置し、研究開発や事業展開の先行きを不透明なものとしており、経営判断の先送り、二重の開発投資など社会的資源を無駄遣いしている。

また技術革新が激しいなか、先端分野の紛争において裁判官の技術知識が乏しい場合には、紛争当事者は知財訴訟システムを信頼しなくなる。紛争解決の最後の砦である「司法」に対する信頼感がなくては、知財制度自体が有効に機能しえない。裁判官に「時間がコスト」との意識が欠如している場合には不信が助長される。

さらに権利侵害が放置されては、独創性への意欲は失われる。欧米技術へのキャッチアップ時代が終わり、我が国が知恵作りで国際競争を勝ち抜くためには、権利の「侵害し得」状態を放置することはできない。

以上の認識から内閣総理大臣が「知財立国」実現を国家目標に掲げ、本検討会が創設されたのであり、本検討会はこうした考えを忘れることなく、知財訴訟システムの抜本的改革に乗り出すべきである。不法行為法、刑事法、訴訟法や裁判制度は社会に奉仕するものでなければならない。「法体系に合わないから、新たな社会ニーズに答えられない」などというのは本末転倒であり、キャッチアップ時代を支えた従来の法律及びその運用は、知財立国への転換期にあたり、過去ではなく、「将来の日本」に奉仕するよう柔軟かつ大胆な発想による改革をしなければならない。

なお、大学の理科系の教授に創造的な科学技術の発明を求めるだけでなく、法学系の教授にも21世紀にふさわしい知財訴訟システムを考え出して欲しいとの要望が高まっている。

A . 知財裁判所と国際貿易委員会の創設

提言 1 . 知財裁判所を創設（技術系判事を大幅登用）

（現状の問題）技術に疎く、時間がコストとの認識が薄い裁判官の存在や、複雑怪奇な無効審判・侵害訴訟手続きは反・知財立国である。独創的発明がきちんと保護され、分かりやすく、信頼できる紛争解決手続きの整備が不可欠。

1) 現行の知財裁判は信頼欠いている。

今野浩教授（中央大学）は、日本の特許裁判の問題点を自分の体験に基づいて、次のように書いている。今野浩著「特許ビジネスはどこへ行くのか」岩波書店（2002年6月6日発行）83 - 90ページより。

われわれ（筆者と前田英次郎氏の二人）は、東京高等裁判所に無効審決取消訴訟を行ったのである。

審理は1999年4月から開始されることとなった。桜田門にある東京高等裁判所は、外から眺めた姿も威圧的だが、中に入ってみると、待合室は予想を上回る重々しい空気に包まれていた。一生裁判所とはつき合わずに済ませたい、と考えて暮らしてきた真っ当なエンジニアは、ここに集まる「トラブルを抱えた人たち」がかもし出す雰囲気には圧倒されたのである。・・・奥の扉から、裁判長と調査官が部屋に入ってくる。椅子から立ち上がって一礼すると、裁判長は、「今回審理を担当することになったKです。私はこの種の問題にはまったくの素人ですがよろしく」と言って腰をおろす。

その表情や言葉の端には、ソフトウェア特許問題の審理という貧乏クジを引かされた不運を嘆く気持ちが溢れていた。このとき筆者は直感的に、「この人はまったくやる気がない」と判断し早くも、裁判などやらなければよかった、と

後悔していたのである。・・・

そして、2000年3月に開かれた第3回目の審理で、裁判長は間もなく定期異動で転勤になるため、年度一杯で交代する旨われわれに告げるのである。これでは一から出直しである。・・・

裁判長が交代したあと、第一回目の審理が行われたのは、2000年6月になってからであった。裁判開始からすでに一年以上が経過していた。いずれにせよ早期決着だと思っていたわれわれは、ここで思いもかけない裁判長の発言に仰天する。

「私は数学には素人である。しかし、私は判決を書かなくてはならない。そしてそのためには、この議論の内容を十分に理解しておくことが必要である。・・・そこで相談だが、もし可能であれば、原告が原告の主張を、われわれに分かるように詳しく説明してもらえないだろうか。」・・・

考えてみれば、裁判をはじめるとあって佐野弁護士は、最低でも裁判官に20回レクチャーすることが必要だろうと言っていた。つまりは、大学の一年分の講義を、裁判長に対して行うことが必要だということである。しかし、東京工業大学の学生と違って、裁判長は高校時代以来、数学とまったく無縁の生活を送ってきたと公言している。線形代数も知らない裁判官に、カーマーカー法とディキン法の同一性を理解してもらうことは可能だろうか。・・・

ここでもう一つ問題なのが、裁判長の横に座っている調査官の存在である。この人は数学が分かるそうだが、これが何と特許庁からの出向者なのである。特許庁の無効審決を取り消してほしい、というわれわれの訴えに対する裁判所側アドバイザーが、特許庁の役人だということになると、訴える側にとって著

しく不利であることは明らかだ。(最近になって東京高裁は民間から弁理士などを調査官として採用しはじめているが、残念ながら少し遅すぎた。)

2) 司法判断のバラツキは経済活動の大きな阻害要因である。

例: 中古ゲームソフト販売に関する司法判断 (○は認定、×は認めず)

	映画の著作物に あたるか	メーカーに 頒布権はあるか	販売は 認められるか
東京地裁	×	×	
東京高裁		×	
大阪地裁			×
大阪高裁			

中古ゲームソフト市場の売り上げは年間約2000億円。
最高裁の判断が出るまで、約4年もの間、司法判断のバラツキにより業界関係者は混乱した。

具体的提案

1. 日本はアジアで第4番目の知財裁判所を目指し、1審、2審における知財専門の裁判所を創設する。(無効審判手続きは知財裁判所に吸収)

(知財裁判所は欧米ではアメリカ・ドイツにも設置済み。アジアではタイ・韓国・シンガポール(予定)にも設置済み)

2. 知財専門裁判所には技術系判事を大幅に登用する。

* 特許の有効・無効の判断は95%が技術判断

したがって、これは「技術判事」が審理するのが適当

* 特許の侵害訴訟は60%が技術判断

したがって、「法律判事」と「技術判事」が合同するのが適当

[法律改正案]

裁判所法 2条

「下級裁判所は、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、知財高等裁判所、知財地方裁判所及び簡易裁判所とする。」

裁判所法 42条の2

(知財裁判所判事の任命資格)

「知財裁判所判事は、前条によるもののほか、左の各号に掲げる職の一若しくは二以上に在つてその年数を通算して五年以上になる者の中からこれを任命することができる。

- 一 大学の理学、工学、医学など理工学の教授又は助教授
- 二 特許庁審査官、特許庁審判官
- 三 弁理士 」

提言2．裁判期間の上限を一年とする（知財裁判迅速化法の制定）

(現状の問題)

1) 日本の特許裁判は時間がかかる。

知財裁判が長引けば、技術は陳腐化し、ベンチャー企業等は潰れる。

2) 裁判所の努力により、裁判期間は短くなっており、1年以内とすることは、実現可能な目標。

東京地裁（知財訴訟）の平均裁判期間 12ヶ月

無効審判の平均審理期間 12ヶ月

全国地裁（知財訴訟）の平均裁判期間 21.6ヶ月

具体的提案

1. 政府が検討を進めている裁判迅速化促進法案は2年以内を目指している。技術は陳腐化が激しく、事業環境も目まぐるしく変化しており、知財紛争の長期化は企業経営に大きなマイナス。このため知財裁判の判決1年以内を目指し、特に「知財裁判迅速化法」を制定する。

[法律改正案 1]

知財裁判迅速化法（案）

「第 条 知的財産基本法第2条の定義に規定する知的財産権に関する民事事件及び刑事事件については、第一審の終局裁判は、事件を受理した日から1年以内に、これをするように努めなければならない。

第 条 次に掲げる基本方針に基づき、迅速化するものとする。

一 国民がより容易に利用できるとともに、公正かつ適正な手続の下、より迅速、適切かつ実効的にその使命を果たすことができる知財裁判制度を構築するため、知財高等裁判所及び知財地方裁判所を設立する。

二 民事に関し、その解決のため専門的な知見を要する事件その他の事件に関する裁判所における手続の一層の充実及び迅速化、裁判所における手続を利用する機会を拡大するために必要な制度の整備、裁判外における紛争処理制度の拡充等を図るとともに、刑事に関し、裁判所における手続の一層の充実及び迅速化、被疑者及び被告人に対する公的な弁護制度の整備、検察審査会の機能の強化等を図ること。

三 知財裁判制度を支える体制を充実強化させるため、知財裁判所判事を任命する。

四 知財法曹人口の大幅な増加、裁判所、検察庁等の人的体制の充実、知財法曹養成のための教育を行う大学院に関する制度の整備その他の法曹養成のための制度の見直し、裁判官、検察官及び弁護士能力及び資質の一層の向上のための制度の整備等を図ること。

五 国民の知財裁判制度への関与の拡充等を通じて知財裁判に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、国民が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与する制度の導入等を図ること。

第 条 政府は、前条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。」

[法律改正案 2]

特許法 106条の2

「本章に規定する争訟については、訴訟の判決は事件を受理した日から1年以内に、これをするように努めなければならない。」

(参 考) 公職選挙法違反は100日裁判と規定¹

¹ 公職選挙法 213条

「本章に規定する争訟については、異議の申出に対する決定はその申出を受けた日から三十日以内に、審査の申立てに対する裁決はその申立てを受理した日から六十日以内に、訴訟の判決は事件を受理した日から百日以内に、これをするように努めなければならない。」

公職選挙法 253条の2

「当選人に係るこの章に掲げる罪(第二百三十五条の六・・・)に関する刑事事件については、訴訟の判決は、事件を受理した日から百日以内にこれをするように努めなければならない。」

提言 3 . 特許侵害訴訟と無効審判の重複をなくす

(現状の問題)

1) 現在、知財紛争は特許庁と裁判所のたらい回し状態。

具体的提案

1 . 知財侵害訴訟と、その対抗訴訟である特許無効審判のワン・ストップ・サービスを実現する。

< 第 1 案 > 無効審判および拒絶査定不服の審判を全面廃止。いずれも単純な取消訴訟 (特許査定取消訴訟、特許拒絶査定取消訴訟) とし、知財裁判所の専属管轄とする (特許査定取消訴訟については、今日と同様に出訴期間の定めなしとする) 。認容 (取消) 判決には、当然ながら対世効を付与する。同一の特許権について、まず侵害訴訟が提起され、引き続いて別訴として特許査定取消訴訟が提起された場合には両訴訟 (両訴訟の弁論) を強制的に併合する。侵害訴訟内での特許無効の抗弁の提出を許さず、すべて特許査定取消訴訟として処理する。

[法律改正案]

特許法 1 2 1 条 (拒絶査定不服審判) 及び 1 2 3 条 (無効審判) を削除し、

特許法 条を新設する。

「特許を無効とする判決が確定したときは、特許権は、初めから存在しなかつたものとみなす。」

< 第 2 案 > 無効審判のみ廃止し、拒絶査定不服審判のみ特許庁審判部の審理とする。

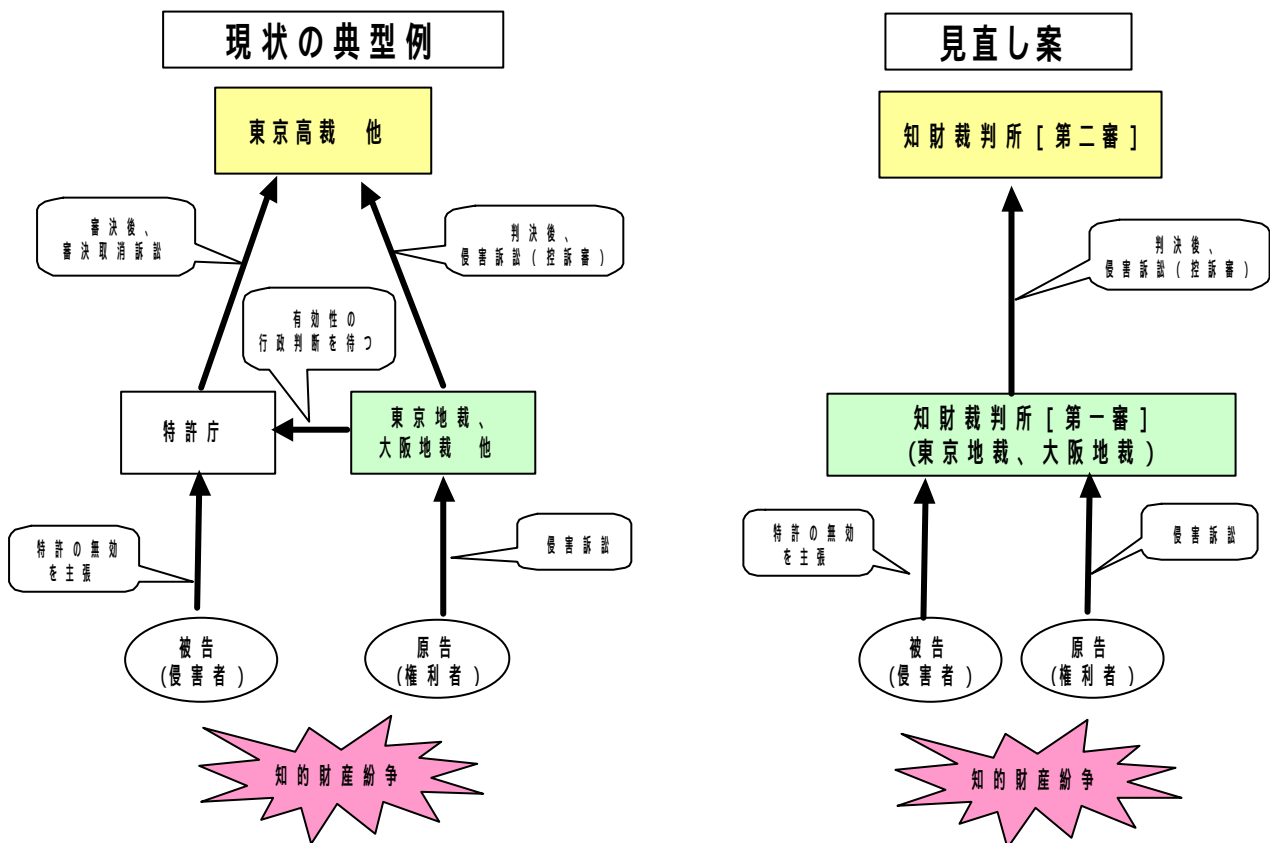
[法律改正案]

特許法 123条(無効審判)を削除し、特許法 条を新設する。

「特許を無効とする判決が確定したときは、特許権は、初めから存在しなかつたものとみなす。」

(参 考) 種苗法 14条4項²

知財裁判所で迅速な紛争解決を



² 種苗法 14条4項

「4 出願公表後に品種登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、品種登録出願が拒絶されたとき、第四十二条第一項第一号若しくは第四号の規定により品種登録が取り消されたとき、品種登録についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）に基づく異議申立てが理由があるとしてこれを取り消す決定が確定したとき、又は品種登録を取り消し、若しくは無効を確認する判決が確定したときは、第一項の規定による請求権は、初めから生じなかつたものとみなす。」

提言 4 . 日本版 I T C ・ 国際貿易委員会の創設 (海賊版対策の強化)

(現状の問題) 現在の日本の制度は国際的に見て、遅れており、特許侵害品の輸入差し止めが困難である。先進国並みに当事者主義による海賊版を迅速に輸入差し止めするための手続き・機関が必要である。

具体的提案

1 . 米国際貿易委員会 (I T C) を参考に、行政委員会として日本版 I T C を置き、迅速な海賊品輸入防止体制を敷く。

2 . 機能

知財侵害品の輸入差止については、

i 裁判所による輸入差止の判決 (または仮処分決定)

ii 国際貿易委員会の命令

によって、税関が輸入を差し止めることにする。

当該国に対する報復措置の勧告も同委員会の機能とし、審判手続で審決を行うものとする。

3 . 国際貿易委員会は専門的見地から迅速な審理を行う。その決定については知財高等裁判所に上訴が可能とする。実質的証拠法則、新証拠提出の制限をつける。

B . 刑事

提言 5 . 知財を侵害した場合の刑事罰を強化

(現状の問題)

- 1) 特許はモノと同等の経済価値がある。しかし、モノを盗むと10年、特許等の技術情報を盗むと5年とアンバランス。反・知財立国の姿勢。
- 2) 特許侵害の罰金刑の上限が一億五千万円では、法人に対する抑止力がない。

具体的提案

- 1 . 窃盗罪と同様、10年以下の懲役に引き上げる。

[法律改正案] 特許法 196条

「特許権又は専用実施権を侵害した者は、10年以下の懲役に処する。」

- 2 . 法人の罰金刑の上限を少なくとも五億円に引き上げる。

[法律改正案] 特許法 201条

「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第九十六条 五億円以下の罰金刑
- 二 第九十七条又は第九十八条 三億円以下の罰金刑」

(参 考) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 95条³

³ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 95条

「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

一 第八十九条 五億円以下の罰金刑」

提言 6 . 情報窃盗罪を創設

(現状の問題)

- 1) 情報化時代には、情報を盗むことは、モノを盗むこと以上に重大な犯罪。
- 2) 企業秘密の漏えいに対する刑事罰が不十分。

(データだけを自己所有の媒体に複写しただけの場合など不明確)

- 3) 米国では情報窃盗を含む幅広い価値ある秘密情報(トレード・シークレット)保護の連邦法が整備済み。
- 4) 不正競争防止法の改正では不十分。

刑法改正による、「知財立国」宣言が必要。

	日 本	米 国	フランス
トレードシークレット(営業秘密)の対象	「生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報」(不正競争防止法2条4項)のみ	「金融、商業、科学、技術、経済、工学などあらゆるタイプの情報で、様式、計画、設計図、編集物、プログラム、公式、処方、調理法、デザイン、原型、方法、技術、行程、手順、コード、暗号などを含み、物理的、電子的、図解式など有形無形を問わず、その情報が独立した経済的価値を持つもの」(1996年経済スパイ法1839条第3項)	「情報、技法、物品、文書、情報処理データ又はファイル」の引渡などの行為が国民の基本的利益を害する性質を帯びるもの」(フランス刑法411 416条)
罰則	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金 【法人重課】 三億円以下の罰金刑	50万ドル以下の罰金又は/ 及び10年以下の拘禁刑 【法人重課】 500万ドル以下	
外国政府、外国機関関連の罰則	無し	50万ドル以下の罰金又は/ 及び15年以下の拘禁由刑 【法人重課】 1000万ドル以下	150万フラン及び15年の禁固刑

具体的提案

1. 情報窃盗を刑法上の罪とする
2. 外国政府機関が関与していた場合には厳罰規定を置く。

[法律改正案 1]

刑法 7 条の 3

「この法律において「秘密情報（トレード・シークレット）」とは、有形無形を問わず、また物理的に、電子的に、図解的に、もしくは写真又は文書によって保管され、編集され、又は記憶されている若しくは記憶されていないとを問わず、様式、計画、設計図、編集物、プログラム、公式、処方、調理法、デザイン、原型、方法、技術、行程、手順、コード、暗号などを含む、全ての形態の金融、商業、科学、技術、経済又は工学的な情報で、その情報が独立した経済的価値を持つものをいう。」

（参 考）刑法 7 条の 2⁴

刑法 第 3 6 章の 2 秘密情報窃取等の罪 条

「秘密情報（トレード・シークレット）の所有者以外の者の経済的利益のために、生産され又は流通におかれる製品に関する秘密情報を横領する意思をもって、かつ秘密情報の所有者を害することを意図して又は知りながら、以下のいずれかの号に該当する行為を行った者は、十年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

⁴ 刑法 7 条の 2

「この法律において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。」

一 秘密情報を、盗み、若しくは許可なく自己のものとし、入手し、持ち去り又は隠匿し、あるいは詐術によって獲得した者。

二 秘密情報を、許可なくコピー、複製、スケッチ、模写、写真化、ダウンロード、アップロード、変更、破壊、送信、交付、送付、郵送又は伝達した者。

三 許可なく盗まれ、使用に供され、獲得され又は譲渡されたことを知りつつ、秘密情報を受領、購入又は所有した者。

四 前1号ないし3号に規定された犯罪を行うことを企てた者。

五 前1号ないし3号に規定された犯罪を行うために他人と共謀した者。ただし、その他人が共謀の目的を達するための何らかの行為を行うことを要する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して5億円以下の罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。」

刑法 第36章の2 秘密情報窃取等の罪 条の2

「外国政府、外国機関、又は外国の係官の利益になることを意図して又は知りながら、以下のいずれかの号に該当する行為を行った者は、十五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 秘密情報を、盗み、若しくは許可なく自己のものとし、入手し、持ち去り又は隠匿し、あるいは詐術によって獲得した者。

二 秘密情報を、許可なくコピー、複製、スケッチ、模写、写真化、ダウンロード、アップロード、変更、破壊、送信、交付、送付、郵送又は伝達した者。

三 許可なく盗まれ、使用に供され、獲得され又は譲渡されたことを知りつつ、秘密情報を受領、購入又は所有した者。

四 前1号ないし3号に規定された犯罪を行うことを企てた者。

五 前1号ないし3号に規定された犯罪を行うために他人と共謀した者。ただし、その他人が共謀の目的を達するための何らかの行為を行うことを要する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して10億円以下の罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。」

(参考) 刑法 161条の3⁵

[法律改正案2]

刑法 245条の2 (知的財産)

「この章の罪については、知的財産基本法第2条の定義に規定する知的財産権は、財物とみなす。」

(参考) 刑法 235条⁶

⁵ 刑法 161条の3

「人の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を不正に作った者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪が公務所又は公務員により作られるべき電磁的記録に係るときは、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 不正に作られた権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を、第一項の目的で、人の事務処理の用に供した者は、その電磁的記録を不正に作った者と同一の刑に処する。

4 前項の罪の未遂は、罰する。」

⁶ 刑法 235条「他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役に処する。」

C . 民事

提言 7 . 三倍賠償制度を導入

(現状の問題) 日本の損害賠償は低い。

1) 平均賠償額 日本はアメリカの200分の1。

米国 100億円 日本 4600万円

(米国は1990 - 92、日本は1990 - 94の知財訴訟の平均賠償額)

2) 最高賠償額 日本はアメリカの15分の1。

米国 1300億円 日本 80億円

(米国はイーストマン・コダック、日本はアルゼ事件)

具体的提案

1 . 故意に侵害、不正利用した場合は、三倍賠償とする。

(実損補填主義では不十分)

見直しの根拠

(第1) 推定論 被害額は証明額の3倍と推定する

(第2) 懲罰論

[法律改正案1]

特許法 102条

「前三項の規定は、同項に規定する金額及びその二倍以内の金額を加算した損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、特許権又は専用実施権を侵害した者に背信的悪意がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。」

(参考) 労働基準法 114条(2倍) 鉄道運輸規程 19条(3倍) 鉄道運

輸規程 59 条 (11 倍)⁷

[法律改正案 2]

特許法 条

「特許権侵害に対する損害の賠償を命ずる場合において、侵害者に背信的悪意があると認めるときは、裁判所は、 項に規定する金額にその二倍以内の金額を加算した金額の支払いを命ずることができる」

提言 8 . 日本版ディスカバリー制度を創設

(現状の問題) 現行手続きは侵害された原告に不利、侵害した被告に有利。

特許裁判における証拠収集手続等をもっと充実させる。

併せて、不正競争防止裁判(営業秘密)で営業秘密保護を充実させる。

具体的提案

1. 迅速な真実解明への協力義務及び同義務違反に対する制裁規定を新設する。
2. 具体的態様の明示義務違反に対する制裁規定を新設する。
3. 必要的文書提出命令制度を新設する。

⁷ 労働基準法 114 条 (2 倍)

「裁判所は、第二十条、第二十六条若しくは第三十七条の規定に違反した使用者又は第三十九条第六項の規定による賃金を支払わなかつた使用者に対して、労働者の請求により、これらの規定により使用者が支払わなければならない金額についての未払金のほか、これと同一額の付加金の支払を命ずることができる。ただし、この請求は、違反のあつた時から二年以内にしなければならない。」

鉄道運輸規程 19 条 (3 倍)

「有効ノ乗車券ヲ所持セズシテ乗車シ又ハ乗車券ノ検査ヲ拒ミ若ハ取集ノ際之ヲ渡サザル者ニ対シ鉄道ハ其ノ旅客ガ乗車シタル区間ニ対スル相当運賃及其ノ二倍以内ノ増運賃ヲ請求スルコトヲ得」

鉄道運輸規程 59 条 (11 倍)

「貨物ノ品名、重量其ノ他運送状ノ記載ニ基キ計算シタル運賃ガ正当運賃ニ不足スル場合ニ於テハ鉄道ハ不足額及其ノ十倍以内ノ増運賃ヲ請求スルコトヲ得」

- 4．営業秘密等に配慮し、文書提出命令の付随的命令制度を新設する。
- 5．侵害立証のための鑑定（説明を不当に拒否する当事者に対する制裁規定を含む）を新設する。
- 6．不正競争防止法に営業秘密保護手続きを新設する。

[法律改正案]

特許法 104条の2（迅速な真実解明への協力義務）

「特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当事者は、裁判所による迅速な真実解明に協力する義務を負う。」

2 当事者が正当な理由なく前項の義務に違反した場合、裁判所は、当該義務違反当事者に不利益な心証を形成しなければならない。〈なお、現行民事訴訟法163条（当事者照会）今後改正される民事訴訟法の訴え提起前の当事者照会・訴え提起前の証拠収集手続に正当な理由なく協力しなかった者についても同様とする、とも考えられる。〉

特許法 104条の3（具体的態様の明示義務）

「特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、特許権者又は専用実施権者が侵害の行為を組成したのものとして主張する物又は方法の具体的態様を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する正当の理由が認められないにもかかわらず、相手方が前項の具体的態様を明らかにしない場合には、特許権者又は専用実施権

者が侵害の行為を組成したものとして主張する物又は方法の具体的態様を相手方が自白したものとみなす。

特許法 105条（書類の提出等）

「裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

2 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

3 第一項に規定する正当な理由が認められない場合であって、かつ、侵害行為の立証に必要と認められる場合には、裁判所は、当該侵害行為について立証するため必要な書類の提出を当事者に命じなければならない。

4 裁判所は、第一項の規定により書類の提出を命ずるに当たり、提出書類の閲覧・謄写の制限（守秘契約締結を閲覧・謄写の条件とすることを含む。）
閲覧・謄写の成果を書証として提出する場合における制限等、営業秘密等提出書類の記載内容に則した付随的命令をすることができる。

5 前四項の規定は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。」

特許法 105条の2（損害計算のための鑑定）

（略）

特許法 105条の3（侵害立証のための鑑定）

「特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為を立証するため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必要な事項について説明しなければならない。ただし、その当事者においてその説明を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。」

2 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、説明を拒む当事者にその説明をさせることができる。この場合においては、何人も、その説明内容の開示を求めることができない。

3 第一項の正当な理由が認められない場合であって、かつ、当該鑑定が侵害行為の立証に必要と認められる場合には、裁判所は、当該侵害行為の認定において、説明を拒む当事者に不利益な心証を形成しなければならない。」

特許法 105条の4（相当な損害額の認定）

（略）

不正競争防止法 6条の2（営業秘密保護手続き）

「裁判所は、第二条第一項第四号ないし第九号（営業秘密に関する不正競争）に係る裁判においては、当該営業秘密を保護するため正当な理由がある場合に

は、当事者の申立てにより、当事者に対し、提出書類の閲覧・謄写の制限（守秘契約締結を閲覧・謄写の条件とすることを含む。）閲覧・謄写の成果を書証として提出する場合における制限等、提出書類の記載内容に則して当該営業秘密を保護するために必要な措置を命ずることができる。

2 裁判所は、前項に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、営業秘密の保有者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された営業秘密の開示を求めることができない。〈なお、本条第一項違反についての刑事罰も検討する。〉

D . 知財人材

提言 9 . 知財ロースクールを早期に立ち上げる

知財立国の実現のためには、知財関連人材の充実が不可欠である。現在進められているロースクール構想は日本としては画期的であるが、知財をめぐる国際競争の激化に鑑み、技術素養のある裁判官、弁護士等の養成に資する知財ロースクールが一般のロースクールとは別に必要。

(現状の問題)

1) 知的財産、会社経営、国際取引等に詳しく、企業や官庁に必要なプロフェッションとしての法律家が絶対的に不足している。

このため国際的な技術契約や知財紛争で劣勢に立たされている。

2) 日米の知財人材の格差が広がっている。日本では700人増えたが、アメリカでは10倍の7,000人増えている。(1998年 2001年)

米国	20,000人	27,000人
----	---------	---------

日本	4,000人	4,700人
----	--------	--------

3) アメリカの知財教育は日本の10倍。

アメリカのロースクールと日本の法学部の知財講義の比較

東京大学	4単位
------	-----

ジョージワシントン大学	34単位
-------------	------

ワシントン大学	42単位
---------	------

スタンフォード大学	66単位
-----------	------

(主な講義：知的財産法、特許法、著作権法、不競法・商標法、特許戦略と実務、パテント・エンフォースメント、ライセンス、バイオテクノロジーと法、

サイバースペースにおける法、国際知財法、国際貿易法など)

4) 中国にも遅れつつある。

中国の司法試験合格者は日本の20倍。中国にも学ぶことが必要。

司法試験の合格者数の比較

中国	合格者	25,000人
日本	合格者	1,200人
米国ニューヨーク州	合格者	8,000人

* 中国の年間合格者数は戦後50年間の日本の累計合格者数に同じ

具体的提案

1. 知財ロースクールを創設する。

- (ア) 目的 知的財産に強い弁護士、裁判官、知財ビジネスマンの養成
- (イ) 対象 理工系出身者
- (ウ) 入学者資格 AO入試(アドミッションオフィス方式による入学者選抜、職業経験を重視、自己推薦書や課題論文の面接等で選抜)
- (エ) カリキュラム 実務的な知財法の最先端を習得するカリキュラム(基礎的な知識は自ら習得する)
- (オ) 修業年限 三年を標準(優秀者は短縮修了可、四年超は放校)
- (カ) 教育方法 討論技術と説得力を磨くケース・スタディ重
- (キ) 教員組織 実務家(知財の経験豊富な裁判官、弁護士、弁理士など)
- (ク) 新司法試験 レベル確認のための資格試験(選抜試験としない)

以上